

財団法人明治聖徳記念學會紀要 第參拾卷

研究

(本紀要所載論文は凡て署名者の責任に
して本會の意見を代表するものに非ず)

林田守隆翁の生祀

文學博士 加藤 玄 智

福岡縣久留米市在浮羽郡田主丸町村社祇園社に於て、毎年五月十七日及十一月十七日に、林田守隆なる現在尙生存してをる老人の生祀が行はれると云ふことを、故熊懷武男氏から聞いて居つたので、一度其祭典の末席を汚して見たいものだと願つてをつた、それは余の多年研究し來つた生祠の存在と相待つて神社の研究上注意に價する事柄であるからである、此生祀は實際どう云ふ風に行はれるのか、曾て希臘で、デメトリオス、ポリオルケテス Demetrios Poliorketes を生き神として祀つた様に、その人を神

林田守隆翁の生祀 (加藤)

壇の前に据へて、御供物をその前に供し、祭文でも神官が上げるのであるか、又往昔信州の諏訪の大祝が諏訪明神の生ける代表者即ち明神の權化々身として、尙換言すれば無形な諏訪明神が有形に表はれた神體として、その御頭祭に、毎年七十五頭の鹿の頭を直に大祝の前に供へられたのと同様な御祭があるのかどうか、その詳細を實地に目撃したかつたからである、そこで實地參列して見ると、林田守隆翁の生祀は、今日生ける老翁を直ちに神として、その前に山海の珍味を陳列して供へ、之れに向つて、神主が祭文を読むのでは無く、唯林田翁の御魂を請じて、之を祭り、今日では翁自らは、健康の許さぬ爲めも一つの原因で、此の祭典の席に列せられない、余の參列した昭和二年十一月十七日の祭典も同様で、翁は出席をされず、その令息林田隆壽タカトシ氏が家族を代表して出席されてをつた、當日は林田家の氏神祇園社の祭典を先づ第一に執行し、之れにつゞいて、その拜殿に林田家の祖先林田正助及守秋（守隆の父）及守隆の三つの靈を請じて、祇園社の神を祭ると、寸毫も違はぬ御供物を奉り、同社の神官安元眞延氏祭主となりて、その御祭を執行し、町内の關係者一同之れに參拜するのである、蓋し林田守隆翁は同地方の名望家特志家で、明治十三年の頃私財一千圓を町内の公共事業の爲めに提供され、町民その餘澤に霑つた爲め、遂に町民は翁の徳を景慕するの餘り、年々此祭典を執行するに至つたのである、林田家三大人の靈位には、林田正助神靈、林田守秋神靈、林田守隆鎮魂と書せる木牌を以てし、此三靈位に向つ

て、神官が祝詞を奏し、供物を上げて、祭典を執行するのである、こゝで一つ注意す可きは、既に死せる正助・守秋二氏には神靈と書し、生ける守隆には鎮魂と書せるを見て、何かそこに異同の存するものがある様に考へらるゝかも知れぬが、それは御祭をする人の心理には毫も違は無いので、神靈と書かうが鎮魂と書かうが、等しくそれ等の御靈を請じて御祭をするると云ふ點は同一で、毫も生死に由つて區別を附けては居らない、その事は安元社掌の當日の祭典に読み上げた祝詞の中に明白に見えてをる、その祝詞は左の通りである。

懷義社林田祭祠

畏志也林田正助 神靈林田守秋神靈別伎氏守隆大人乃生魂乎鎮米奉留御前神職安元眞延慎美敬比白左久去爾
志明治十三年此乃田主丸町乃永遠爾繁榮衣行久可伎甚礎止志氏幾干乃金乎贈與良禮志爾依里氏町人相喜毘忝美此
乃御惠波將來忘留可伎事奈良禍婆永久後乃世爾傳布可久種々爾事議氏懷義社登言布乎組織氏其利金乎年年爾加閉都
都今波二萬五千餘圓止言布多額止成奴故是乎以氏其恩惠乃千重乃一重乎母 謝白左平止志氏每年爾今日乃生日乃
足日爾參集比御前爾禮代乃幣帛乎捧奉里氏御祭仕奉留狀乎平介久安久聞食志相諾比給閉止恐美恐美母白須

十一月十七日

此に「別伎氏守隆大人乃生魂鎮米奉留御前爾」の句があるので明白であつて、則ち死んだ祖先である正助

守秋の神靈と同様に、守隆翁の生魂（イハタマ）をも請じて此祭典を執行するのであるから、此祭典が守隆翁の生祀であること云ふことは申す迄も無いことが分かる、斯くして、生前牧民官として、又地方の産業の功勞者として、人々その徳を慕つて、生祠を立て、之を祭つたものと相對して、林田守隆翁の場合に於ては、その生前（明治十三年以來）から翁の生祀が祇園社の拜殿に毎年五月及十一月の十七日に假宮をしつらへて、執行されて居つたことが明かになるので、こゝにも廿一社記の記者が云つた様に「身正しく心明かなれば我身則ち神なり」の立場で、かゝる人格の中に神格の光を見るのが由來日本人の宗教意識であると云ふことが明かにされるのである、聞く所に由れば元來、田主丸町地方にては、生追善（イハツイゼン）などと云つて、或は佛道の儀式に由り、或は神道の儀式に由つて、人を生きて居る中から祭祀する習慣が存してをつて、その場合は、その祭らるゝ人の家庭で、その儀式を行ふこともあり、又は氏神の境内などでやることもあり、その時には「某生位」と云ふ靈牌を安置すると云はれてをる、そののみならず、小作人などは現存せる仁惠深き地主の頌徳碑様のものを、自己の家の軒頭に立て、秋收を終はつた際には、その前に御酒を供へて生前からその地主様を祭ることさへあると云はれてをるが、之れは則ち生神に對する一種の新嘗祭だと思ふ、林田守隆翁の場合の如きは、それが少しく大規模に行はれたものとも考へられるのである、勿論云ふ迄もなく、林田守隆翁の祭典執行後は、參列者一同小宴を開いて、神供を分班し

て直會をも實行するのである。

尙因に福岡縣浮羽郡春村袋野に重榮社と云ふ神社がある、之れは寛文年間田代重榮と云ふ人が、堀割を作つて、筑後川の水をその村へ引いて來て、人民の灌漑に供する爲めに、非常な苦心を以て功を遂げたのであるが、其事に與かつた石工が重榮の功を勸する爲めに、山端の岩石に重榮法體の像を彫り附けて置いたのを、いつとはなしに、その地方の人は、その形が地藏に類する所から、地藏菩薩の様に崇めてをつたさうである、而て重榮の死後は神に崇めて今日の重榮社を創立したのである、之れは重榮死後の神社であるから、生祠とは云はれないが、その起源は重榮の生前に出來た重榮法體の像に淵源してゐるから、此點から見れば、その村民の祭祀に對する精神は生祠とも云へるのである、又同じく寛文の頃筑後川の水利灌漑に努めて大功のあつた浮羽郡の五庄屋（栗林次兵衛、本松平右衛門、山下助左衛門、重富平左衛門、猪山作之丞）の死靈を祀つた同郡長野の水神社に至つては、全く五庄屋死後の神社成立であるから、余の生祠研究の埒外であることは申す迄もない、仍てこゝには觸れぬことゝして此稿を終つて置く。

北村紀恩碑——越前今立郡北村之生祠

北村在越前今立郡、屬松平侯封域、初引土呂渠支派以灌田、上流諸村屬幕府邑者不便之、數爭論、吏裁決、橫巨木塞支派、每五十年新之、實享保八年也、爾後村常乏水……慶應元年、其期復至、村民力拒阻、至明治元年、郡宰鈴木準道、曉諭竣工、明年春適無雨、不能插秧、小柳某等數人終決死、揮斧削木、捕而囚獄、準道與用水掛德山五太夫、請藩主巽嶽公親巡視焉、公命治水利、乃……廣渠、又築松鼻池堰埭、因爲陳事情可憫之狀、請赦罪囚、公惻然、立命出之、村民感喜、造公及二巨木像祠而祀之、其後無復乏水之患、諸村和諧、收穫歲增、於是思恩德益切、胥請建碑、欲使子孫永無諼。

（本城實生著、問亭遺文、卷四）